

## 富山県県立高校教育振興会議設置要綱

### (設置)

第1条 県立高校再編の基本方針（平成29年9月7日富山県総合教育会議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、本県の高校教育を充実するため、富山県県立高校教育振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 振興会議は、基本方針に基づき、次の事項について検討する。

- (1) 再編統合の対象校に関すること。
- (2) 再編統合の具体的な実施時期に関すること。
- (3) 中高一貫校に関すること。

### (組織)

第3条 振興会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、教育関係者、保護者、経済界関係者及び自治体関係者等のうちから、知事が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年間とする。ただし、補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 振興会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会議を進行し、振興会議を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 振興会議は、知事が招集する。

2 振興会議は、公開する。ただし、会議の公正が害されるおそれがあると認める場合その他公益上必要があると認められる場合は、会長と委員の協議により、これを公開しないことができる。

### (アドバイザー)

第7条 専門的立場からの意見を聴くため、振興会議にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、知事が委嘱する。

### (庶務)

第8条 振興会議の庶務は、総合政策局において処理する。

### (細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、振興会議の運営その他必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年10月11日から施行する。